

業務仕様書

- 1 業務名称 土木事務所等への人材派遣業務
- 2 履行期間 令和7年4月1日から令和8年3月31日まで
- 3 履行場所 滋賀県の各土木事務所および北川水源地域振興事務所（以下「各土木事務所等」とする。各履行場所の明細は別記のとおり。）
- 4 業務の内容 上記履行場所において、各土木事務所等の職員の指示により土木施設の設計積算、土木工事の現場監督などの業務を行う。
- 5 勤務日、勤務時間、時間単価および業務量の見込み
 - (1) 勤務日は、各土木事務所等の長（以下、「所属長」とする。）が履行期間中に必要と認める日とする（土曜日、日曜日および国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）で規定する休日は除く。）。
 - (2) 勤務時間は、休憩時間を除き、1日につき7時間45分、4週につき10日を超えない、または1週につき20時間未満の範囲内において、勤務内容等を考慮して所属長が定める。
 - (3) 監理課は、派遣労働者が従事した勤務時間に対して別途定める時間単価を乗じた額および別途算定※する派遣労働者の履行場所までの交通費の合計額を業務委託料として支払うものとする。
※滋賀県職員等の給与に関する条例（昭和32年滋賀県条例第27号）第11条および職員の通勤手当に関する規則（昭和33年滋賀県人事委員会規則第11号）の規定により支給される通勤手当の例により算定
 - (4) 履行期間における業務量の見込みは4,080時間とする。
（ただし、予定業務量のため、この時間を保証するものではない。）
- 6 勤務体制・勤務内容
 - (1) 派遣元事業主は、監理課の指示により履行場所に派遣労働者を派遣する。
 - (2) 派遣労働者は、各土木事務所等の職員の指示を受けてこれに従い業務を行わなければならない。また、指示された業務が終了した場合や指示内容では対応できない状況になった場合などは速やかに各土木事務所等の職員に報告し、新たな指示を受けなければならない。
- 7 危険防止の措置 派遣元事業主は、業務の実施にあたって危険防止のための必要な措置を講じなければならない。
- 8 就業実績・請求
 - (1) 業務に係る就業実績（出勤簿・日報など）は派遣元事業主が管理し、終業時に各土木事務所等の職員の検収を受けなければならない。
 - (2) 派遣元事業主は、各土木事務所等における業務終了後、作業日報を含む報告書を作成し、これに基づき請求するものとする。
- 9 その他 その他、必要な事項および業務の内容に変更が生じる場合は、その都度滋賀県と派遣元事業主の相互協議により決定するものとする。

別記

各土木事務所等の明細

名称	住所
大津土木事務所	大津市松本一丁目 2－1 大津合同庁舎 2 階
南部土木事務所	草津市草津三丁目 14－75 南部合同庁舎 2 階
甲賀土木事務所	甲賀市水口町水口 6200 甲賀合同庁舎 2 階
東近江土木事務所	東近江市八日市緑町 7－23 東近江合同庁舎 2 階
湖東土木事務所	彦根市元町 4－1 湖東合同庁舎 3 階
長浜土木事務所	長浜市平方町 1152－2 湖北合同庁舎 2 階
長浜土木事務所木之本支所	長浜市木之本町黒田 1234 木之本合同庁舎 2 階
高島土木事務所	高島市今津町今津 1758 高島合同庁舎 2 階・3 階
北川水源地域振興事務所	高島市朽木市場 697